

一 人口の動き 一

3月末日現在
 () は2月末との比較
 人口 5,853人 (-46人)
 男 2,877人 (-13人)
 女 2,976人 (-33人)
 世帯 1,266世帯 (-2)
 出生 7人 死亡 8人
 転入 28人 転出 73人

広報

わしま

発行
和島村役場企画課
 発行日
昭和51年5月1日
 印刷所
西山町 三共印刷



4月15日、小島谷中沢郷保育所
 において幼児交通教室を開催
 しました。

役場人事(四月一日付)
 水道企業団発足により、土
 水道課が廃止され、建設課
 が新設されました。
 水道企業団へ派遣
 小黒誠治(土木水道課)
 小田義和(土木水道課)



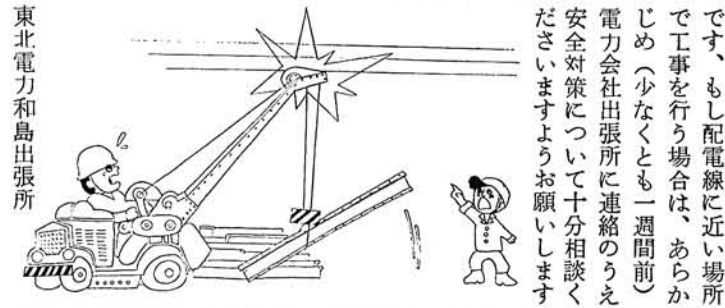
運転が示すあなたのお人柄

5月の心配ごと相談

日時……6日と25日
 午前10時から午後3時まで
 場所……福祉センター
 内容……生活相談、医療相談、
 家事相談、児童相談、
 身障相談、職業相談ほか

**年金のことは
お気軽に**
 年金委員さんは身近な相談
 相手です。
 国民年金委員さんは、国民
 年金の仕事がスムーズに運ば
 れるよう、県知事の委嘱をう
 けて、みなさんに手続の指導
 をしたり、保険料の集金、あ
 りは年金についての相談に
 応じています。

**感電事故防止
多い建築現場での
事故**
 陽気も日増しに良くなり、
 各所で建築、土木工事が行な
 われておりますが、配電線近
 くで作業される際誤って電線
 に接触し感電事故が発生する
 例が多分に見受けられます。
 「人の生命は何よりも大切」



5月の保健衛生行事

日	曜日	種目	対象	時間	場所
18	火	乳児検診	満三ヶ月以上の乳児	午後一時三十分 ～三時	福祉センター
13	木	妊婦検診	妊婦	午前九時～ 十二時	福祉センター
10	月	リハビリ クリニック	卒中後遺症者機能訓練		与板保健所
1	土	健康相談	家族計画又は健康につ いて相談のある方		福祉センター

交通指導車を寄贈

春の交通安全運動期間中の4月13日、交通
 事故撲滅に役だててほしいと、島崎の竹内賢
 太郎さんより交通安全協会に、交通指導車を
 いただきました。
 歩行者指導等に指導員が乗車して村内を巡
 回します。
 これにより交通事故がなくなりますよう、
 皆さんの協力をお願いします。

四年目を迎えた
高令者学級

高令者学級学習計画

月日	学習の内容
4月23日(金)	開講式 村の現状と将来に ついて 講演「生きがい」
5月25日(火)	史跡名所めぐり 「越後七不思議を たずねて」
6月21日(月)	講演「オーストラ リアをめぐるつて」 軽スポーツ
7月23日(金)	家庭と電気 交通安全について
8月10日(火)	健康増進 現代の子の気質を 知る
9月24日(金)	趣味の展示交換会
10月13日(水)	遠足 「落水海岸流木拾 い」
11月18日(木)	婦人学級との交歓 会 映画「おばあちゃん の独立宣言」
12月10日(金)	老人福祉についてと 講演「学校教育」 社会教育
2月10日(木)	講演「時事問題」 映画「伝承の 昔話」
3月3日(木)	閉講式 (映画)

この学級は、昭和四十八年度
 より国の補助金をうけ今年で
 四年目を迎えました。六五歳
 以上のおとしより約五〇名の
 学級ですが時間に始まり時間
 今年も、生きがい、健康増
 進、趣味娯楽特に今年、婦
 人学級との交歓学習と作品の
 展示交換会を新しい試みとし
 て四月二三日開講式を行い学
 習がスタートしました。
 学級生の皆さん張切ってお
 られますので学習計画を紹介
 いたします。

戸籍手数料を改正!!

戸籍手数料改正が昭和五
 十一年三月二十六日の閣議で
 決定され、昭和五十一年五月
 一日から施行されます。
 従来の手料は戸籍一枚当
 り七十円となっておりました
 が、改正後の戸籍の謄・抄本
 の手数料は枚数に関係なく一
 一、上質紙使用の婚姻届
 書等の受理証明書
 一通 八〇〇円
 一、戸籍簿の閲覧
 一戸籍 一〇〇円
 一、除籍簿の閲覧
 一戸籍 二〇〇円
 一、届書類の閲覧
 書類一件 一〇〇円

あぶないぞ!! おしゃべり 道くさ ふざけっこ

子供を水から守る運動

毎年春耕の時期になりますと幼児の水による事故が多くなります。水死者を年令別にみると、小学生以下の子供が六三人(五〇・三%)と高い比率を占めています。

一、危険場所

幼児にとつて危険な場所とは表のとおりであり、幼児の行動範囲から、ほとんどが自宅の近くで発生しています。

二、原因別

水死事故を原因別にみると水泳によるもの三二人(二五・八%)、その他の水死事故九二人(七四・二%)です。

農繁期に多い幼児の水死事故

農繁期には、保護者の不注意が二十人、危険な水辺の遊び二六人で、この二つで幼児の事故の九五・八%を占めています。

三、注意事項

A、専任の子守りをつける
B、幼児から目を離さない
C、池、沼、用水堀、水槽、

C、二重遭難の防止等をつさに考えて行動してください。

救助の方法

A、岸から救助
B、自分の背の立つ所まで水に入つて救助
C、小舟やボートで救助
D、泳いで行つて救助
泳いで救助する場合は、救急法をマスターしていないと非常に危険です。

泳がないでの救助

A、手足を伸ばして救助
B、衣服や棒を利用しての救助
C、ロープ等を利用しての救助
D、自分で見つけたときは、自分で助ける能力はあるか
E、どんな方法で救助するか

幼児の場所別水死事故 (県警本部調)

場所別	計	海	河川	用水堀・溝	池・沼	水泳プール	井戸	庭池	肥料だめ	防火用水槽	浴槽
42	67	3	14	21	2	2	15	15	5	4	4
43	64	1	10	18	1	1	22	22	1	3	3
44	68	3	6	30	1	1	15	15	7	4	4
45	39	1	7	12	4	4	3	3	4	6	6
46	42	2	5	10	3	3	10	10	1	9	9
47	48	1	4	18	8	8	3	3	7	6	6
48	47	1	9	16	3	3	12	12	3	3	3
49	53	4	7	15	10	10	4	4	7	5	5
50	48	3	6	13	1	1	14	14	9	9	9
計	476	14	15	68	153	33	4	98	2	37	49

歩行者を事故から守ろう

交通指導員制度



村では、交通安全対策の新しい試みとして「和島村交通指導員」制度を設置しました。年々車はどんどんふえ、増え交通安全は悪化の傾向にあります。そのためつと手のいざとどいた交通指導員をしなければ、というねらいから交通指導員を設置し、主として通学路における歩行者(児童生徒)を中心に街頭で村民のみなさんと共に接しながら機会をとらえて、交通マナーや交通ルールを身につけても

水道企業団

既にお知らせしてありますと和島村の水道事業を合併して、水道企業団が四月一日から発足しました。合併後においても今までと全へ変らない条件で給水されますが事業の合理化を計るために職員の数を若干減らし、更には運営の段階で一部改正されることあつても住民のみなさんには出来るだけサービスの向上を計らうとするものです。

- 議長 早川八十八
- 副議長 吉岡八十七
- 議員 笠原 芳雄
- 田中 泰雄
- 藤沢 三郎
- 小林 俊雄
- 内藤 富次
- 齊藤 惣一郎
- 川上 文平
- 早川 三郎
- 小林 俊雄
- 大谷 地松平

村税条例改正

地方税法の改正に伴い村税条例の一部が四月一日より、次のように改正されました。

- 1. 市町村民税
 - (1) 障害者等の非課税の範囲 六〇万円→七〇万円
 - (2) 一定額以下の低所得者の非課税(新規)
 - 前年の所得金額が九万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を一を加えた数を乗じて得た金額以下である者
- 2. 個人均等割の税率
 - 村、二〇〇円→七〇〇円
 - 県、一〇〇円→三〇〇円
- 3. 法人均等割の税率
 - (1) 資本金(出資金)が一千万円を超える法人七千円が、資本金一億円超、かつ従業員等百人超の法人は四万円に、資本金一億円超で従業員等百人以下の法人は二万円に、
 - (2) その他の法人四万円が、一万二千円に。
- 4. 軽自動車税
 - (1) 軽自動車税の税率
 - 五〇〇円以下のもの 五〇〇円→六五〇円
 - 五〇〇円以上のもの 八〇〇円→一、〇〇〇円
 - 九〇〇円以上のもの 一、〇〇〇円→一、三〇〇円
 - 二輪のもの 一、五〇〇円→二、〇〇〇円
 - (2) 農地に對して課する昭和五十一年度～五十三年度

優遇

マイホーム建築

マイホームはみんなの夢です。しかし、最近ではこの夢の実現もなかなか大変ですが、なるべく多くの人がマイホームを持てるよう税の面でも、いろいろ優遇されています。

☆ 一年以内に登記を
土地や住宅などの不動産を手に入れると登記をしますが、このときに登録免許税がかかります。

☆ 九万円が軽減
自分の住む家を新築したり建て売り住宅を買ったときは所得税がその家に住んだ年から三年間、毎年、三・三平方メートル当り千円(最高三万円、ただし、昭和四十八年以前新築のものは二万円)軽減されます。

電話機がほえるとき
電話を終えて受話器を置くこの受話器が正しく置かれれば問題ないが、うっかりしてはずれていたら……電話は話し中と同じ状態でよそからかかります。

赤なのに どうして渡るの お母さん

くらしの豆知識

表示のいろいろ (その一)

旨の表示がされています。

4501

食品表示法

食品表示法に基づいて、栄養成分が添加されている食品に「栄養成分の補給ができる」と表示されています。

食品表示法

食品表示法に基づいて、栄養成分が添加されている食品に「栄養成分の補給ができる」と表示されています。

食品表示法

食品表示法に基づいて、栄養成分が添加されている食品に「栄養成分の補給ができる」と表示されています。

安全ベルト 着ける余裕が 身を守る

赤なのに どうして渡るの お母さん